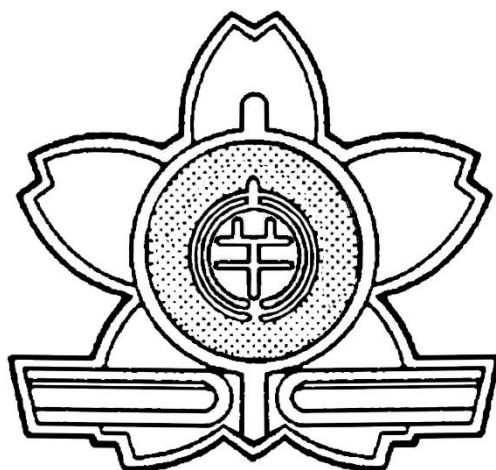


練馬区立大泉南小学校

P T A 会 則



練馬区立大泉南小学校 P T A

所在地 東京都練馬区東大泉 6 - 2 8 - 1

電話 0 3 (3 9 2 2) 1 3 7 1 職員室



校章の由来 ～昭和35年5月30日制定～

五枚の桜の花びらを「大」の字に見立て、
泉の水を花びらの下にとり、中に「南」の文字をデザインしました。

PTA会員のみなさま

大泉南小学校PTAは本会則に基づいて運営されております。
より良いPTA活動を行うため、会則をご理解いただき、一層のご協力をお願いいたします。この会則は、卒業するまで大切に保管しておいてください。
万一、紛失した場合は役員までご連絡ください。

令和4年1月作成

練馬区立大泉南小学校PTA会則

第一章 名称と目的

- 第一条 本会は練馬区立大泉南小学校PTAといい、事務所を同小学校内におく。
- 第二条 本会は学校と家庭と社会とが協力して、民主教育に対する理解を深め、子どもの幸せを願い、会員相互の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。

第二章 方針

- 第三条 本会は、第二条の目的を達成するために、次の方針で活動する。
1. 本会は、自主独立のもので他のいかなる団体の干渉もうけない。
 2. 児童の健全な成長を助けるために、保護者と教職員が常に協力してあたるよう努力する。
 3. 児童の教育ならび福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 4. どの宗派の政党にも属することなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
 5. 本会は教育の問題について、意見をのべたり、討議したりするが、学校の人事に干渉はしない。

第三章 活動

- 第四条 本会の活動を行うため、1. 学年委員会、2. 広報委員会、3. 指名委員会、4. 安全委員会、5. 資源委員会を置き必要に応じてそれぞれの活動を行う。この五つの委員会は相互に協力する。その他の目的達成に必要な活動を行う。
- 第五条 必要に応じて特別委員会を設ける場合もある。

第四章 会員

- 第六条 本会の会員は、練馬区立大泉南小学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる人（以下保護者という）ならびに学校長、教職員（以下教員という）とする。

第五章 役員と役員会

- 第七条 本会の役員は、次のように構成する。
1. 会長 1名（保護者1）
 2. 副会長 4名（保護者3、副校長）
 3. 書記 3名（保護者2、教員1）
 4. 会計 3名（保護者2、教員1）
- ただし、副会長のみ、必要に応じてあと一名（保護者）増員することができる。

- 第八条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第九条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第十条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第十一条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第十二条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。
- 第十三条 役員は、役員・会計監査指名委員会（以下指名委員会という）の推薦をうけ、定期総会において決定される。

第六章 総 会

- 第十四条 総会は、本会の最高議決機関であつて、会長がこれを招集し、定期総会と臨時総会にわける。総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。ただし、会員の出席が必要と役員会が認めた時は集会形式とする。
- 第十五条 定期総会は原則として五月に開き、次の事項を行う。
1. 前年度収支決算報告
 2. 前年度会計監査報告および承認
 3. 前年度活動報告
 4. 新年度役員、会計監査の承認
 5. 新年度予算の審議と承認
 6. 新年度活動計画案提示
 7. その他必要と認めた事項
- 第十六条 臨時総会は、運営委員会の要請によって、会長が招集することができる。
- 第十七条 総会は、会員（家庭数）の五分の一以上の書面提出もしくは出席をもって成立する。ただし、集会形式の場合は委任状を認める。
- 第十八条 総会の議決は、書面提出者もしくは出席者の過半数で決する。

第七章 運営委員会

- 第十九条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であつて、役員、校長、学年委員会、広報委員会、指名委員会、安全委員会、資源委員会の委員長、また特別委員会設置の場合はその委員長をもって構成する。委員長がやむをえず欠席する場合は副委員長がその代理をつとめる。

- 第二十条 任務は次の通りとする。
1. 役員会、各委員会から提案された事項および各委員会により立案された活動計画の審議ならびに承認。
 2. 総会に提出する議案の作成。
 3. 予算案の作成および決算の審議。
 4. 必要ある場合、特別委員会を設置。
 5. 各委員会活動に属さない活動を行う。
 6. 役員に欠員を生じた場合これを補充する。ただし、会長は副会長より補充する。
 7. その他運営上必要と認めた事項の処理。
- 第二十一条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 第二十二条 年六回以上定例運営委員会を開き、必要ある場合は随時開くことができる。

第八章 委員会と委員

- 第二十三条 第四条にあげた各委員会は、原則として月一回委員長が招集する。各委員会は、次の事項を行う。
- (1) 活動を計画し、運営委員会に提示する。
 - (2) 委員会が立案した活動を行う。
 - (3) その他、必要と認めた事項。
- 1. 学年委員会**
- 学級より学級委員を二名選出し、そのうちより学年毎に正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員は各学年担当者より副委員長を一名互選する。
- (1) 学級間の連絡を密にして、学級委員より提示された意見、要望を調整する。
 - (2) 会員が学校教育、家庭教育、社会教育について正しい認識を深めるための活動の企画、実施にあたる。
 - (3) 学年の年間計画をたて、その運営にあたる。
- 学級委員
- (1) 学級PTAの運営にあたる。
 - (2) 学級懇談会の司会、記録をし、会員の意見、要望を学年委員会に提示すると共に、学年委員会の報告事項を学級に伝達する。
 - (3) 必要な場合、学年委員会を通して、学級懇談会を開く。
- 2. 広報委員会**
- 各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。
- (1) 会報の発行を行う。
 - (2) その他、必要と認めた広報活動を行う。
- 3. 指名委員会**
- 各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。
- (1) 翌年度役員、会計監査候補者の選考、指名にあたり年度内に候補者を全会員に通知する。
 - (2) 候補者については全会員の中よりPTAの目的方針、活動を実施するにふさわしい人物を指名委員をのぞき選出する。

4. 安全委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。

(1) 児童の安全を守るため学校と連携し、各保護者に協力を仰ぎ、活動を実施する。

(2) その他、必要と認めた活動を行う。

5. 資源委員会

各学級より一名選出し、そのうちより正副委員長をそれぞれ一名互選する。また、教員より副委員長を一名互選する。

(1) 月一回、資源回収協力をお願いを印刷し、関係各所に配布する。

(2) その他、必要と認めた活動を行う。

第二十四条 委員長はその委員会を運営し、委員会の活動に伴う学校、関係機関、講師などとの折衝にあたる。

第二十五条 委員は、その属する委員会の活動に当たる。委員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条 特別委員会の委員は、その任務終了した時に解任される。

第九章 会計監査

第二十七条 本会の会計監査は二名とし、指名委員会の推薦を受け、定期総会において決定される。

第二十八条 会計監査は、会計を監査し、これを報告する。必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第二十九条 会計監査の任期は一年とし、再任は認められない。また、欠員を生じた場合は、全会員の中から補充し、前任者の任期を引き継ぐものとする。

第十章 顧問

第三十条 本会に顧問をおくことができる。顧問は運営委員会が推薦し、総会で承認する。顧問は、本会の運営につき会長の諮問に応ずる。任期は一年とし、再任は妨げない。

第十一章 会計

第三十一条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第三十二条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

第三十三条 会員は会費を納めるものとする。会費は定期総会において決定する。

第十二章 補則

第三十四条 会長は、運営委員会の承認を得て、会則施行に関して必要な細則を設けることができる。

第三十五条 本会は下記の帳簿を備える。

1. 会則
2. 役員および委員名簿
3. 記録簿
4. 会計簿

第三十六条 本会の会則は、総会の書面提出者もしくは出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。

第三十七条 本会則は昭和34年4月6日よりこれを実施する。

昭和39年	5	月	13	日	一部改正
昭和40年	5	月	14	日	一部改正
昭和42年	3	月	9	日	一部改正
昭和44年	3	月	4	日	一部改正
昭和45年	10	月	14	日	一部改正
昭和47年	12	月	15	日	細則
昭和49年	2	月	7	日	改正
昭和50年	10	月	7	日	細則一部改正
昭和51年	3	月	2	日	一部改正
昭和53年	3	月	16	日	一部改正
昭和59年	4	月	27	日	一部補則
平成2年	3	月	6	日	一部改正
平成6年	3	月	3	日	一部改正
平成7年	2	月	28	日	一部改正
平成9年	2	月	25	日	一部改正
平成14年	2	月	21	日	一部改正
平成16年	2	月	23	日	一部改正
平成19年	3	月	2	日	一部改正
平成23年	2	月	25	日	一部改正
平成26年	5	月	9	日	一部改正
令和4年	1	月	26	日	一部改正

練馬区立大泉南小学校PTA内規

1. 会員の慶弔金を次のように定める。
 - (1) 会員及び本校児童の死亡に対し、10,000円を供える。
 - (2) 会員以外の学校勤務者（本人）の死亡に対し、5,000円を供える。
2. 上記内規は、原則として副校長の連絡により行う。
3. 特別の場合は、運営委員会の協議による。ただし、緊急の場合は役員会の協議により処理し、その旨を次回の運営委員会に報告する。

昭和45年	10月	14日	一部改正
昭和49年	2月	7日	一部改正
平成元年	2月	9日	一部改正
平成29年	5月	9日	一部改正
令和4年	3月	10日	一部改正

大泉南小学校PTA 組織の概要

